

# 成城大学ハラスメント相談窓口規程

平成12年5月30日  
制定

改正 平成22年2月23日 改正  
令和5年10月31日 改正

平成26年2月4日 改正

(設置)

第1条 成城大学ハラスメント防止委員会規程（以下「防止委員会規程」という。）第8条第2項に基づき、成城大学（以下「本学」という。）にハラスメント相談窓口（以下「相談窓口」という。）を置く。

(相談員)

第2条 相談窓口の業務は、相談員が担当する。

2 相談員は、ハラスメント防止委員会の委員が兼ねる。

3 相談員の氏名及び本学内における連絡先は、毎学年度の初めに公表する。

(相談窓口の任務及びプライバシー等の保護)

第3条 相談窓口は、次の任務を行う。

(1) 学生又は教職員からのハラスメント（防止委員会規程第2条に規定するハラスメントをいう。）に関する相談又は苦情に対応し、問題の解決のために協力し援助すること。

(2) 前号の相談又は苦情について、ハラスメント防止委員会に報告すること。

2 相談員は、原則として2名で任務を担当し、相談者、被害者その他関係する者の名誉及びプライバシーの保護に努めなければならない。

(相談員の守秘義務)

第4条 相談員は、任期中及び退任後、任務を担当することによって知り得た個人に関する情報を漏らしてはならない。

(相談員の研修)

第5条 相談員は、業務を担当するために必要な研修を受けなければならない。

(本学の責務)

第6条 本学は、相談窓口が常に適切かつ迅速に任務を行うことができるようにするため、この規程の変更を含めて必要な措置を講じるよう努めなければならない。

附 則

この規程は、平成12年5月31日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年10月31日から施行する。